

令和5年度（令和6年度実施分）

市民協働・共創事業提案制度

～

～

募集要領（案）

募集：令和5年5月～



目 次

協働事業について

- 1 協働事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 2 協働事業が必要な理由・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

「(仮称) 市民協働事業提案制度」について

- 3 「市民協働事業提案制度」とは・・・・・・・・・・・・P 4
- 4 応募から実施までの流れ・・・・・・・・・・・・P 7～8
- 5 提案・応募できる事業について・・・・・・・・・・・・P 9
- 6 提案・応募できる団体について・・・・・・・・・・・・P 9
- 7 経費の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 10
- 8 提案・応募の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・P 11～12
- 9 審査・選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 13～14
 - (1) 書類審査
 - (2) 公開プレゼンテーション
 - (3) 選定基準
 - (4) 選定協議
- 10 協働事業の決定・実施・・・・・・・・・・・・P 15～16
 - (1) 成案化に向けた協議に進める事業の決定
 - (2) 成案化に向けた協議
 - (3) 成案化事業の確定
 - (4) 成案化事業の実施
 - (5) 成案化事業の成果報告・評価

1 1	情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6
1 2	「市設定テーマ」 募集事業・・・・・・・・・・	P 1 7
1 3	様式・・・・・・・・・・	P 1 8～2 5
	市民協働事業提案申込書（様式第1号）	
	市民協働事業企画書（様式第2号）	
	団体概要書（様式第3号）	
	市民協働事業提案制度に基づく協働事業の休止依頼書（様式第4号）	
	市民協働事業提案制度に基づく協働事業の取り下げ依頼書 （様式第5号）	
1 4	参考資料	
	市民協働事業 各課・室 担当者名簿・・・・・・・・	P 2 6
	阪南市市民協働事業提案制度実施要綱・・・・・・・・	P 2 7
	市民活動センター夢プラザについて・・・・・・・・	P 2 8
	市民活動センター夢プラザについて・・・・・・・・	P 2 9
	まちづくりを一緒に取り組むための種シート・・・・・・・・	P 3 0

問い合わせ先

阪南市 未来創生部 政策共創室
 〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町35-1
 電 話 072-489-4507（直通）
 F A X 072-473-3504
 E-mail seisaku@city.hannan.lg.jp

1. 協働事業とは

「こんな阪南市にしたい！」と市民公益活動団体及び事業者（以下「団体等」という。）と市が、お互いの立場を理解し、それぞれが持っている専門性や柔軟性を活かして、単独で実施するよりも効果的な事業を行い、住みよいまちづくりをめざし、共に力を合わせて活動することです。

協働事業の形態としては、

- 委託（事業の目的や手法に基づき契約し、事業を実施していくもの）
- 共催（複数の主体が主催者となり、役割分担を行い事業を実施していくもの）
- 事業協力（公益活動を行っている団体に対して、支援を行うもの）
- 実行委員会（目的を達成するため、市民や行政など各主体が構成員となった実行委員会が主催となり事業を実施していくもの）
- 補助（公益活動を行っている団体に対して、資金的支援を行うもの）

などが考えられます。

協働による効果を最大限に得られるようにするためには、最適な手法を選択することが大切です。また、その手法も固定するのではなく、協働を行っていくパートナーにより、柔軟に変えていく必要があります。

2. 協働が必要な理由

全国的に人口減少が進行し、市民と行政が地域の課題や社会的課題を共有し、その課題解決や改善のため、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要かつ必要となっています。また、財政の危機や我々の生活の多様化により、行政だけではカバーできないところを団体等と力を合わせて共に取り組んでいくことも必要であります。

本市では、これまでも協働によるまちづくりを推進し、地域全体で生活を支え合うことができるように、公民協働のまちづくりに取り組んでいます。

今後、地域において、持続可能なまちづくりを進めていくには、住む人にとっての「まちの価値」を高めていく必要があり、地域のネットワークを活用し、自発的にまちの未来を切り開いていくことが求められています。

3. 「市民協働事業提案制度」とは

市民公益活動団体と行政が協働で行う事業の提案を募集し、採択された事業を実施

する制度。次のA、Bの2種類の事業提案を募集します。

部門	A「市民自由提案部門」	B「市設定テーマ部門」
内容	市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの	市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの (募集テーマの詳細は19ページをご参照ください)
経費の種別	委託費 / 補助金	委託費
経費	委託費の場合 ⇒委託金額内での実施 補助金の場合 ⇒1 事業当たり 50 万円(概算払) 複数の応募があった場合、審査の上、1 事業を採択します。 ※現時点において、予算措置の目途はあるものではありません。 ※本事業の実施に当たっては、市議会による予算に関する議決が必要となります。	提示する委託金額での実施 ※現時点において、予算措置の目途はあるものではありません。 委託金額（予定）を記載しているので、その金額内で、協議を行いながら、より良いものを検討していきましょう。
契約等の期間	単年度／複数年度 最大3年間可能	

※いずれも、「市民協働・共創事業」としては最大3年の期間を設けさせていただきます。

4. 応募から実施までの流れ

協働事業を提案する場合の応募から実施までの流れは次のとおりです。

A. 市民自由提案部門
(委託費)

A. 市民自由提案部門
(補助費)

事前相談の申し込み／事業や制度に関する質疑照会

事務局（政策共創室）に
事前相談の申し込みを行ってください

事業提案書の仮提出（5月初旬～6月中旬）

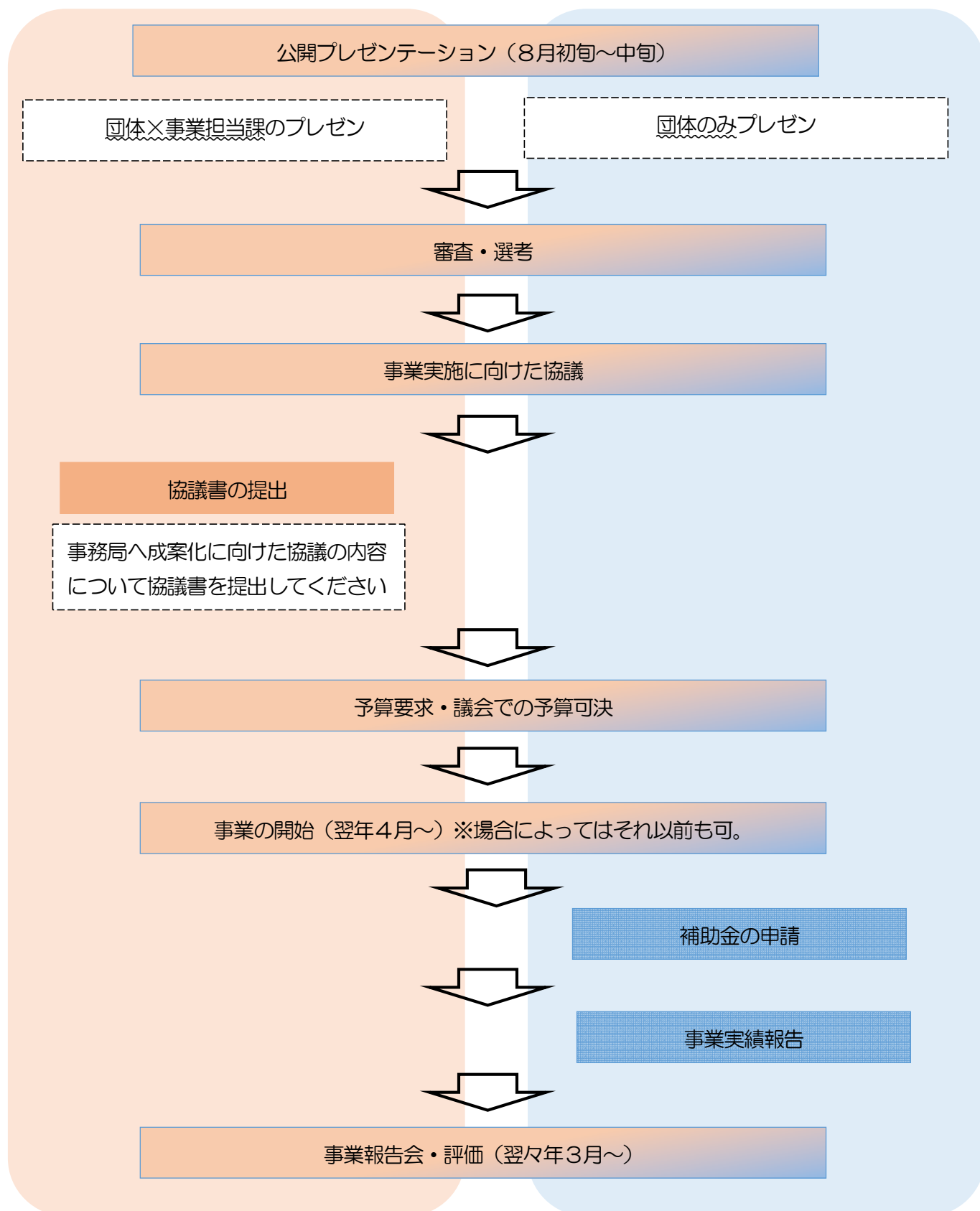
事務局に事業提案書を提出してください
添付書類：
① 阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
② 阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
③ 団体概要書（様式第3号）

協議の申込み

事務局へ正式提出前に
事前協議の申込みを行ってください

事業提案書の正式提出（6月中旬～7月初旬）

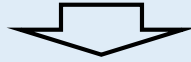
事務局に事業提案書を提出してください
添付書類：
① 阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
② 阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
③ 団体概要書（様式第3号）
④ 団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
⑤ 団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの）
⑥ 団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
⑦ 団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
⑧ その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）



B. 市設定テーマ部門

事前相談の申し込み／事業や制度に関する質疑照会

事務局（政策共創室）に
事前相談の申し込みを行ってください

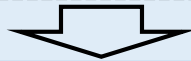


事業提案書の仮提出（5月初旬～6月中旬）

事務局に事業提案書を提出してください

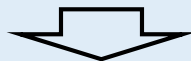
添付書類：

- ①阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
- ②阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
- ③団体概要書（様式第3号）



協議の申込み

事務局へ正式提出前に
事前協議の申し込みを行ってください

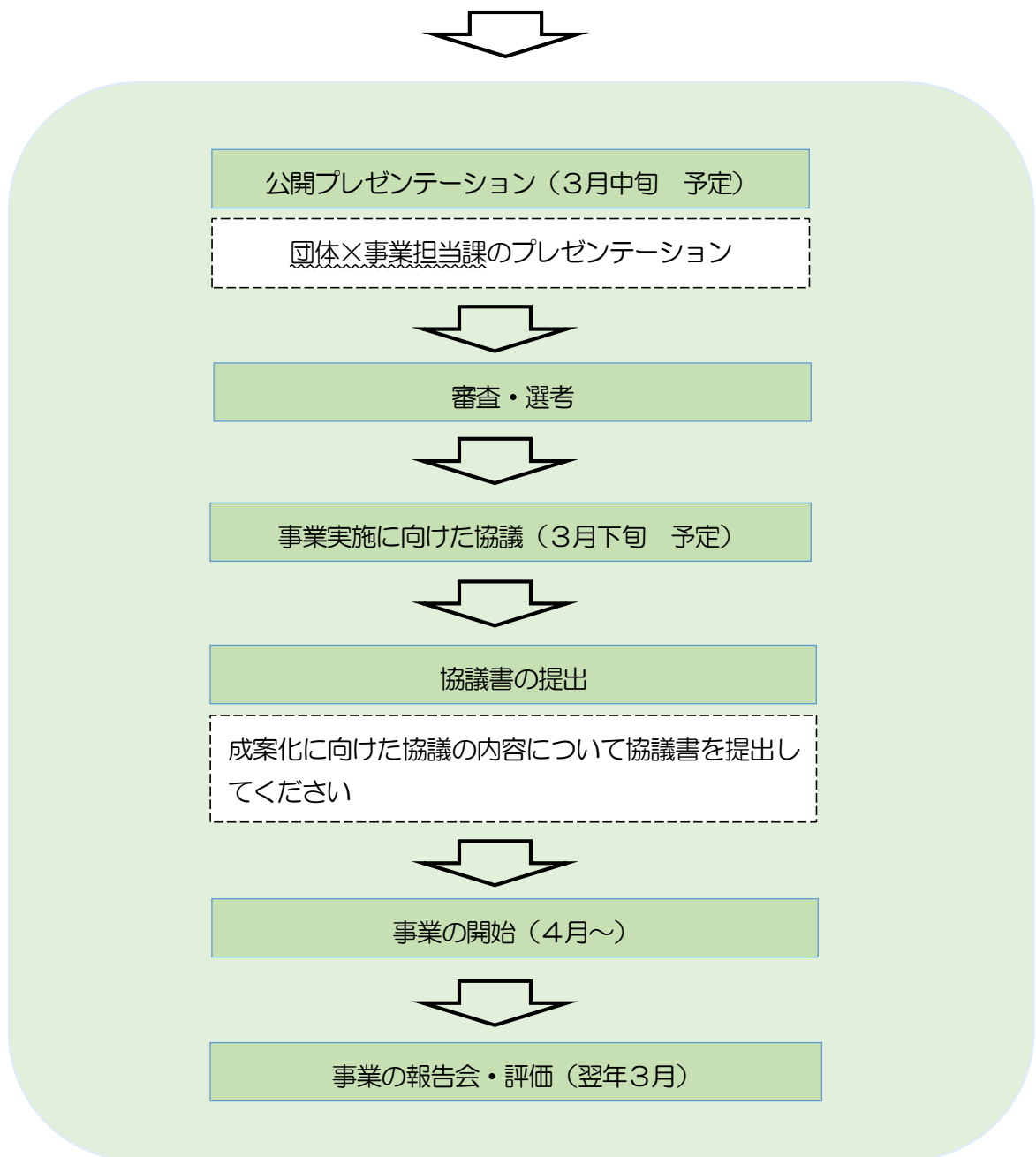


事業提案書の正式提出（6月中旬～7月初旬）

事務局に事業提案書を提出してください

添付書類：

- ①阪南市市民協働・共創事業提案申込書（様式第1号）
- ②阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第2号）
- ③団体概要書（様式第3号）
- ④団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- ⑤団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの）
- ⑥団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
- ⑦団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
- ⑧その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）



※いずれも、市民協働・共創事業の成否は、提案者と事業担当者との綿密な事前協議や打合せが重要になってきます。

5. 提案・応募できる事業について

提案・応募できる事業は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第4条）

- ①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。
- ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ③予算の見積り等が適正である事業であること。
- ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。

- ア 法令、条例等に違反するもの
- イ 営利を主たる目的とするもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

6. 提案・応募できる団体について

提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第3条）

- ①ア) 市内に事務所又は活動場所を有する団体等
イ) 市内に事務所又は活動場所を有さない団体等
※イ) の場合：市内に事務所又は活動場所を有する団体等と共同提案を行うこと
- ②原則、5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- ③組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有していること。
- ④適切な会計処理が行われていること。
- ⑤原則として、市より事業に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥特定の公職にある者若しくは候補者又は政党を推進し、支持し、又はこれらを反対することを目的とする団体ではないこと。
- ⑦暴力団でないこと、暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧その他公序良俗に反する団体でないこと。

※詳細（事業者の要件等）については、（実施要綱3条）をご参照ください。

7. 市民自由提案（補助費）における経費の考え方

事業費については、算出根拠を明確にした上で、必要経費を精算する必要があります。また、概算払額よりも実績額が少ない場合、差額は返還していただきます。

【補助対象となる経費／ならない経費の主な例】

経費項目	対象経費	対象外経費（原則）
報償費	対象事業に従事した雇用関係のないスタッフへの謝金（有償ボランティア）	別途委託料等を支払う相手への二重払いとなりうる謝礼金
旅費・交通費	対象事業に必要な講師・ボランティア等の交通費	対象事業に直接関係しないもの（団体構成員の定期券代等）
消耗品費	対象事業に必要な事務用品・備品・機材等	・対象事業に直接関係しない事務用品・備品・機材等
印刷費	対象事業のためのチラシ・ポスター等の印刷費	対象事業以外の印刷費等
通信運搬費	対象事業のためのチラシ・ポスター等の送料等	電話代、インターネット通信費、会報等の送料等
保険料	対象事業のボランティア保険料等	個人のボランティア保険料等
食糧・飲食費	－	懇親会や慰労会等での飲食費費、手土産等
物品購入費用	備品購入費（補助額の2割以内）	個人所得となる備品の購入、修繕費用等
賃金	対象事業に従事した、雇用スタッフへの賃金	恒常的に雇用している、対象事業に従事しないスタッフへの賃金
その他	－	支出の根拠が確認できないもの

<注意事項>

※「対象事業に必要な経費のみ」補助対象となります。

※支出に関する領収書等については、「3年間」保管いただきますようお願いします。

※備品や器具を購入する場合は、申請時にご相談ください。

8. 提案・応募の手続き

本要領7ページ～10ページに記載の「1. 応募から実施までの流れ」をご参照ください。

(1) 手続きの順序

①事前相談／事業や制度に関する質疑照会

募集要領やチラシなどでご不明なことは遠慮なくお問い合わせください。なお、事業の詳細については、事業担当課へお問合せください。

阪南市市民協働・共創事業提案制度についてのお問い合わせは、事務局までお願いします。

②事前協議

提案を検討または希望される場合は、事前に事務局までご連絡ください。事務局にて事業担当課との調整を行います。

また、協議では、事業担当課と事務局で制度に関することや事業の募集内容（仕様の概要）をお伝えし、提案づくりのサポートをします。

ただし、同一事業に複数の団体から提案されることも考えられるため、公平性を確保する観点から、アイデアの内容に関する助言はいたしかねます。ご了承ください。

※提案者と事業担当課との事前協議は、手続きの中で、最も重要な手続きとなります。両方で綿密な協議や打合せを行いましょう。

③仮提出〔5月初旬～6月中旬〕

※(2) 提出書類のうち①～③の提出必須

事業担当課との事前協議を経たうえで、事業の概案が固まれば、(2) 提出書類①～③を事務局に提出してください。提出方法は、(3) を参照。

仮提出が無い場合、以後の手続きには進めません。

④正式提出〔6月中旬～7月初旬〕

事務局にて仮提出書類を確認した後、提案団体と事業担当課に対して、正式書類の提出について通知します。

提案する事業の実現性や効果などを提案団体と事業担当課と協議の上、提出書類の加筆修正の後に、事務局へ正式提出してください。

※「担当課意見」を記載した上ご提出ください。

(2) 提出書類

提案・応募時に必要な書類は次のとおりです。(実施要綱第6条)

- ①阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号)
- ②阪南市市民協働事業企画書(様式第2号)
- ③団体概要書(様式第3号)
- ④団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- ⑤団体の役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの)
- ⑥団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書)
- ⑦団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書)
- ⑧その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など)

(注) 提出いただいた書類は返却しません。

(3) 提出方法・提出先

持参・郵送・メールのいずれかの方法で、事務局に1部提出してください。

事務局<未来創生部 政策共創室>(本庁2階・23番窓口)

- 郵送(〒599-0292 住所不要)
- メール(seisaku@city.hannan.lg.jp)

※メールの場合、全てのファイルを添付してください。

※標題は、

「(団体等の名称) 「阪南市市民協働・共創事業提案制度」応募(仮提出)」…仮提出

「(団体等の名称) 「阪南市市民協働・共創事業提案制度」応募(正式提出)」…正式提出
と記載してください。

仮提出…令和5(2023)年〇月〇日(〇) 17時00分 必着

正式提出…令和5(2023)年〇月〇日(水) 17時00分 必着

※開庁時間は月曜日から金曜日(祝日を除く) 8時45分~17時15分

9. 審査・選考

(1) 書類確認（協働事業の要件確認）

提出書類を受付した後、書類の不備等がなければ、受付します。

内容に不明点等がある場合は、提案団体、事業担当課に意見聴取等を行います。

提出書類の、協働事業の要件確認（実施要綱第3条、第4条）を行った後、その結果を、阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により、提案団体に通知します。（実施要綱第7条）

(2) 公開プレゼンテーション

協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（以下、「公開プレゼンテーション」という。）を実施します。

公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課が各々2人以内出席し、協働事業についての説明やPRを行っていただきます。また、審査部会^(※)が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

提案団体は、公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合、協働事業は不採択とします。（実施要綱第9条）

(※) 審査部会…阪南市市民協働推進委員会委員長及び委員会条例第3条第2項の各号に定める、学識経験のある者より1名、公共的団体等の代表者より2名、市民より1名ずつ推進委員長が選任する者で構成している。

(3) 選定基準

審査項目	審査のポイント
1. 有効性・社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に賛同されるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。
2. 協働性	④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「現状」や「課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。
3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は具体的な内容となっているか。
4. 予算の適当性	⑩実現可能で、継続性を考慮した予算積算であるか。
5. 団体能力	⑪提案団体が事業を担う体制、能力、知見を有しているか。
6. 創意工夫性	⑫提案団体ならではの特性を活かした創意工夫性はあるか。 また、団体等の視点や発想を活かした創造的・魅力的な事業であるか。

(4) 選定協議

公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業は、審査部会にて選定基準等に基づき、成案化に向けた協議に進めるか否か等の協議を行い、その協議の選定結果等について市長に提言を行います。(実施要綱第10条)

10. 協働事業の決定・実施

(1) 成案化に向けた協議に進める事業の決定

市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を阪南市市民協働事業提案制度に基づく協働事業の（決定・非該当）通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。

条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。（実施要綱第11条）

(2) 成案化に向けた協議

成案化に向けた協議に進めると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。

協議後、提案団体は事業担当課と行った協議の内容を市に報告します。（実施要綱第12条）

(3) 成案化事業の決定

協議の内容を受けて、協働により事業を行うことを決定した場合は、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業の決定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第13条）

(4) 協働事業の経費の精算について（市民自由提案(補助費)の場合）

実施結果報告書を提出後、市が補助金等の額を確定させ、通知します。

確定額が交付済みの額より少ない場合は（補助金等が余る場合）には、清算（補助金等の清算）が必要です。

(4) 成案化事業の実施

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。（実施要綱第14条）

なお、成案化事業は予算の範囲内で、行うこととなります。

また、市の財政状況等の要因により、予算の確保ができない場合は、提案された事業が実施できない場合もあります。（2年目以降の予算も同様とします。）

予算措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。

成案化事業の実施途中で、成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら事業を実施します。

委託する場合は、予算確定後、地方自治法や関係法令に基づいて、提案団体と業務に関する契約を締結します。

（５）成案化事業の評価

成案化事業の実施から一定期間経過後、「協働によるまちづくり」を推進するため、事業の成果等を市民などに広く伝える報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが評価を行った上で、報告会にて報告を行います。

報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。（実施要綱第１５条）また、傍聴者からの質問も受け付けます。

市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度、事業成果等について、「評価シート」を用いて、評価を行う必要があります。

●協働事業の実施内容を休止・廃止するとき

事業をやむを得ない場合で休止・廃止する場合には、事業所管課への申請が必要です。

※１年目の報告会ができない場合は、翌年度に必ず報告会を行うこととし、２年連続で報告会が実施できない場合は、事業を取り下げとします。

1 1. 情報の公開

市は、個人情報に配慮した上で、市ウェブサイト等で次の内容を公開します。（実施要綱第１６条）

- ①提出された協働事業の名称、提案団体及び概要等
- ②公開プレゼンテーション審査の結果
- ③成案化事業の実施状況等
- ④成案化事業の成果報告等

- ・審査部会員には、提出書類（①～⑧）については、審査のため配付します。
- ・また、公開プレゼンテーションの際、提出書類（①②③）傍聴者へも配付します。

今年度は、『〇テーマ』募集！！

12. B「市設定テーマ」 募集事業

部名	部
所管課（室・施設）	
市設定テーマ 事業名 ※既存事業	
募集内容 （仕様の概要）	未定
委託想定年数 ※最大3年	年間 （ 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ）
委託金額 （予定）	千円 （ 年額 円 ）
直近（令和4年度） の委託金額	千円 （ 年額 円 ）
募集理由 テーマのねらい （ポイント）	

13. 様式

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

阪南市長 様

市民協働事業提案申込書

協働事業について、以下のとおり提案します。

■ 事業について (詳細は、阪南市民協働・共創事業企画書(様式第2号)をご記入ください。)	
事業の名称	
提案の区分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門
	・市設定テーマ部門 [テーマ名:]

■ 団体について(詳細は、団体概要書(様式第3号)をご記入ください。)	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者(代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。)	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

■ 共同提案者について(詳細は、団体概要書(様式第3号)をご記入ください。) ※共同提案者がいる場合は、ご記入ください。	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

阪南市市民協働・共創事業企画書

●提案内容

事業の詳細	現状と課題
	事業の目的
実施期間（予定） ※最大3年間	補助の場合、3年先までの補助を初年度のみの審査で支出し続けることは可能か。（毎年申請の必要性。
対象・人数・規模	
実施経費（年額） ※提案する事業に該当する経費欄に金額を記載してください。	A「市民自由提案部門」 （委託費）_____円 （補助費）_____円 B「市設定テーマ部門」 （委託費）_____円
実施内容 ※実施期間（予定）の年数の分を記入してください。 ※できる限り詳細に記入してください。	【1年目】 【2年目】 【3年目】

●事業見積り（事業費の積算）

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

< 1 年目実施 >

（収入の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

（支出の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 2 年目実施 >

（収入の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

（支出の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 3年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

■ 事業担当課意見

提案実施上の課題及び実現性	
団体に対する意見	

※「事業担当課意見」については、「仮提出」の際は記入不要ですが、「本提出」の際には、必ず記載が必要です。
事業担当課と協議し、事業担当課が記載した上で、ご提出ください。

団 体 概 要 書

団 体 の 名 称		1. 事業者 2. NPO 法人 3. 市民公益活動団体 4. その他					
団体の概要	構 成 員 数	会員数	人	専従職員	人	非専従員	人
		役員数	人	うち有給職員	人	うち有給職員	人
	設 立 年 月	年 月		法 人 年 月		年 月	
	活 動 の 目 的						
	主 な 活 動 内 容						
	年 間 事 業 費	直近年度の決算総額 円 内訳					
事業実績	実 績	年 度	内 容 (事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)				
	行 政 と の 協 働 実 績						
	上 記 以 外 の 事 業 実 績						

記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付すること

令和 年 月 日

阪南市長 水野 謙二 様

団体名：

代表者： ⑩

市民協働事業提案制度に基づく協働事業の休止依頼書

令和 年 月 日付け、阪地ま第 号において通知のありました協働事業について、事業を休止したいので下記のとおり届け出ます。

なお、阪南市市民協働事業提案制度実施要綱第〇条第〇項に規定しています報告会につきましては、令和 年度の報告会で事業の報告を行うことといたします。

記

事業名	
休止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
休止理由	

令和 年 月 日

阪南市長 水野 謙二 様

団体名：

代表者： ⑩

市民協働事業提案制度に基づく協働事業の取り下げ依頼書

令和 年 月 日付け、阪地ま第 号において通知のありました協働事業について、事業を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
取り下げ理由	

14. 参考資料

市民協働事業 各課・室 担当者名簿

阪南市市民協働事業提案制度実施要綱

市民活動センター“夢プラザ”について

市民活動センター“夢プラザ”をご利用ください。

市民活動センター夢プラザは、阪南市内で活動されている方がいきいきと活動できるように場所や情報、交流や学習の機会を提供します。

市民公益活動に興味のある人、これから始めたいと思っている人やさらに活動の充実をはかりたい人など、ぜひご活用ください。

活動に関する相談も随時受付ていますので、お気軽にご利用ください。

また、アイデアを作り上げるツールとして、「まちづくりを一緒に取り組むための種シート」を政策共創室と市民活動センター“夢プラザ”に用意しております。

「事業内容の精査はできていないけれど、社会の役に立つアイデアを持っています」など、応募書類とは違い、具体性がなくても構いません。

事前相談の際にこの種シートをお使いいただくのも有効で、そこから徐々に具体化に向けてブラッシュアップをしていきましょう。（種シートについては、様式に記載）

市民活動センター“夢プラザ”

住所：阪南市尾崎町1丁目18番15号（阪南市地域交流館3階）

電話：072-471-1030（直通）

E-MAIL： hannan@yumeplaza.net



団体用

※個人用もあります。

種シートについて

❖ まちづくりを一緒に取り組むための

種シート ❖

提出日： 年 月 日



❖ 団体の提案を教えてください！	誰を対象にどのようなことを行うか教えてください。
❖ なぜ必要と思いましたか？	
❖ 提案に対しての団体の強みは何ですか？	
❖ 団体としての課題はありますか？	

ふりがな お名前	
ご連絡 先	ご住所 〒 電話番号／FAX メールアドレス

※ご提案いただきました方の個人情報については、市民活動センター及び阪南市で管理します。またご提案を精査し、よりよいマッチングをさせていただくために、※市民協働推進委員会の委員も拝見する可能性がありますので、ご了承ください。

※市民協働推進委員会：市民協働によるまちづくり及び市民公益活動の活性化の推進を図るために、学識経験者や公募市民などで構成する委員会。

